

# 業 務 委 託 契 約 書 (案)

件名の表示

帯広畜産大学公式ウェブサイト制作業務一式

発注者 国立大学法人帯広畜産大学（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間において、上記の業務（以下「業務」という。）について、下記の金額で請負契約を結ぶものとする。

第1条 請負代金額は、金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

2 前項の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金に108分の8を乗じて得た額である。

第2条 乙は甲に対し、別添仕様書に基づき、業務を行うものとする。

第3条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は、承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲と協議し、書面による甲の承認を得たときはこの限りではない。

第4条 乙は、本契約に基づく業務を第三者に委託してはならない。ただし業務全体に大きく影響を及ぼ

さない補助的な業務については、事前に甲から承認を得た場合はこの限りではない。この場合において、再委託の内容、再委託先の会社概要、その他再委託先に対する管理方法等を書面により提出するものとする。

2 乙が、前項により甲の承諾を受けて委託業務を第三者に委託した場合、乙は当該第三者に対して契約上の乙の義務を再委託先にも遵守させる契約を結ぶとともに、再委託先の行為についてすべての責任を負わなければならない。

第5条 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって業務の遂行に努めなければならない。

第6条 乙は、この契約の全部又は一部の履行第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲と協議し、書面による甲の承認を得たときはこの限りではない。

第7条 本業務により制作されるコンテンツ（文章、デザイン、写真、動画、図等）及びマニュアル等（以下「本成果物」という）すべての著作権は甲に譲渡するものとする。乙は二次利用においても著作権を行使しないものとする。

第8条 本業務に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理するものとする。

第9条 乙は、甲または甲が指定する第三者に対し本成果物の著作者人格権を行使しないものとする。

第10条 乙は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第11条 乙は、この契約による業務をおこなうための個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報取扱要項」による。

第12条 物品は帯広畜産大学基金・広報戦略室に納入するものとする。

第13条 業務は契約成立後速やかに着手するものとし、納入期限は、平成31年3月19日（水）とする。

第14条 乙の責に帰すべき事由により、甲または第三者に損害を与えた場合には、乙がその損害

を賠償するものとする。

第15条 納品書は帯広畜産大学経理課に提出するものとする。

第16条 請負代金は、完成検査後1回に支払うものとする。

第17条 請負代金の請求書は、帯広畜産大学経理課に送付すべきものとする。

第18条 契約保証金は免除する。

第19条 代金の支払時期は、適正な請求書を受理した日から40日以内とする。

第20条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第8条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違法行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 乙は、この契約に関して、第1項又は第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第21条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程第2条に定める役務請負契約基準によるものとする。

第22条 この契約について甲・乙間に紛争が生じた場合、双方協議の上、これを解決するものとする。

第23条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間におい

て協議して定めるものとする。

第24条 本契約に関する紛争については、釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 帯広市稲田町西2線11番地  
国立大学法人帯広畜産大学  
契約担当役 事務局長 山 岸 仁

乙

## 個人情報取扱要項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (作業責任者等の届出)

第3 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

3 作業責任者は、本取扱要項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

### (秘密の保持)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (教育の実施)

第5 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、取扱要項における作業従事者が遵守すべき事項その他本業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

### (再委託)

第6 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

### (派遣労働者等の利用時の措置)

第7 乙は、本業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

### (個人情報の適正管理)

第8 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (収集の制限)

第9 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第10 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

**(複写, 複製の禁止)**

第 11 乙は, 甲の承諾がある場合を除き, この契約による業務を行うために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し, 又は複製してはならない。

**(資料等の返還等)**

第 12 乙は, この契約による業務を処理するために, 甲から提供を受け, 又は乙自らが収集し, 若しくは作成した「個人情報記録された資料等」を, この契約完了後直ちに甲に返還し, 又は引き渡すものとする。ただし, 甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

**(廃棄)**

第 13 乙は, 契約した業務に関わって知り得た個人情報について, 保有する必要がなくなったときは, 確実かつ速やかに廃棄し, 又は消去しなければならない。

**(調査及び報告)**

第 14 甲は, 乙が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について, 定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

2 乙は, 甲の求めに応じて, 前項の状況について, 報告をしなければならない。

**(事故発生時における報告)**

第 15 乙は, この契約に違反する事態が生じ, 又は生じるおそれのあることを知ったときは, 速やかに甲に報告し, 甲の指示に従うものとする。

**(契約の解除)**

第 16 甲は, 乙が本取扱要項に定める義務を果たさない場合は, この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

**(損害賠償)**

第 17 乙は, 本取扱要項に定める義務に違反し, 又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には, 甲にその損害を賠償しなければならない。